

## 秋田県告示第5号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

令和6年1月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 秋田県北部男女共同参画センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
大館市字中町5番地  
特定非営利活動法人秋田県北エヌピーオー支援センター
  - (2) 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 2 秋田県中央男女共同参画センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
秋田市寺内蛭根三丁目20番18号  
NPO法人いきいきFネット秋田
  - (2) 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 秋田県南部男女共同参画センター
  - (1) 指定管理者の住所及び名称  
横手市横手町字下真山68番地3  
特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター
  - (2) 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで